

京都市告示第501号

京都市梅小路公園条例第3条第2項の規定に基づき、「緑の館内レストラン」を供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成30年12月28日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間	供用しない日	
緑の館 (その 他の部 分)	平成30年12月 28日(金)から 同月31日(月) まで	午前9時から午後10 時まで	変更後	1月1日及び12 月31日
	及び平成31年1 月1日(火)から 同月4日(金)ま で		現行	1月1日から同月 4日まで及び12 月28日から同月 31日まで

(南部みどり管理事務所)